

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- (4) 措置基準に基づく文書警告を受けている場合、発注業務の申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、発注業務の申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 受注を希望する業務に、入札日現在において申請者と 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。

2 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 業務が重複し、管理技術者による業務の遂行が困難であると認められること。
- (4) 建設関連業務について業務成績が著しく不良であること。
- (5) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、建設関連業務の受託者（以下「受託者」という。）として不適当であると認められること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加申請と入札参加資格確認

入札公告に示す期限までに次の書類（以下、「入札参加資格審査申請書等」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格確認調書

ウ 管理技術者の資格、雇用関係、及び業務実績を確認できる書類

エ 入札参加資格で求める業務実績を確認できる書類

オ その他入札参加資格のために必要と認める書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

入札公告に示す場所等へ持参または郵送により提出すること。

(3) 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

ア 入札参加資格の確認に際し、入札執行者が入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認

められた場合（軽微な補正を除く。）は、入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

ただし、管理技術者等、照査技術者及び担当技術者については、一度提出した後の変更は認めないものとする。

(4) 設計図書等の閲覧等

ア 本業務に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

イ 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

② 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間までに FAX で回答することとし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

(5) 入札方式並びに開札の日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

4 入札保証金

入札公告に示すとおりとする。

5 入札方法等

(1) 入札書の提出等

ア 入札書の提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ 質問回答において、積算に関わる事項を知らせることがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書の提出を行うこと。

ウ 入札書の提出は、指定された方法としなければならない。

エ 一度提出した入札書の書替え、引換え又は撤回は認めない。

オ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取りやめることがある。

6 落札の決定方法

(1) 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札執行者の指示により、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 入札結果等の公表

(1) 契約締結後における対象業務の入札結果は、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱により、行政情報センター又は行政情報サブセンターのホームページに掲載するとともに、閲覧に供

することにより公表するものとする。

(2) 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

8 入札の無効等

契約締結後において、入札が無効となることが明らかになった場合は、県の指示に従わなければならない。

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

10 管理技術者の配置

管理技術者、照査技術者（設計図書に定める場合）及び担当技術者（設計図書に定める場合）は、入札日において、入札公告に示す要件を満たす者でなければならない。

11 その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。

(2) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかった場合及び当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本委託業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。